

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(平成十三年八月十日国土交通省令第百十七号)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「指定の申請」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

3 法第十一条第一項に規定する指定試験機関(以下この節において、単に「指定試験機関」という。)の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする。

指定試験機関		指定をした日
名称	主たる事務所の所在地	
財団法人マンション管理センター	東京都千代田区一ツ橋二丁目五番五号	平成十三年八月十日

第十一条第一項中「法第十一条第一項に規定する指定試験機関(以下この節において、単に「指定試験機関

「という。」を「指定試験機関」に改める。

第六十七条中「法第五十八条第一項」と「の下に」、同条第三項の表中「財団法人マンション管理センター」とあるのは「社団法人高層住宅管理業協会」と、「東京都千代田区一ツ橋二丁目五番五号」とあるのは「東京都港区新橋二丁目二十番一号」とを加える。

第六十九条に次の一項を加える。

3 第一項第一号の規定による指定を受けた講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者		講習の名称
名称	主たる事務所の所在地	
社団法人高層住宅管理業協会	東京都港区新橋二丁目二十番一号	管理業務主任者資格登録に係る実務講習

第七十四条の次に次の一条を加える。

(指定の公示等)

第七十四条の二 国土交通大臣は、法第六十条第二項の規定による指定をしたときは、当該指定をした者（以下この節において「指定講習機関」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定講習機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

4 指定講習機関の名称及び主たる事務所の所在地、指定をした日並びに講習の名称は、次のとおりとする。

指定講習機関		指定をした日	講習の名称
名称	主たる事務所の所在地		
社団法人高層住宅管理業協会	東京都港区新橋二丁目二十番一号	平成十三年八月十日	管理業務主任者証の交付に係る講習

第七十五条中「第四十二条、第四十三条及び第四十五条から第四十九条までの規定は、」を「第四十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十八条及び第四十九条の規定は、」に改め、「、第四十七条第一

項中「法第四十一条第一項」とあるのは「法第六十条第二項」とを削る。

第九十六条中「第十条から第十四条まで、第二十二條及び第二十三條の規定は、」を「第十条第一項及び第二項、第十一条から第十四条まで、第二十二條並びに第二十三條の規定は、」に改める。

第百条中「第十条及び第二十二條の規定は、」を「第十条第一項及び第二項並びに第二十二條の規定は、」に改める。

附則第二条に次の一項を加える。

3 講習を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習の名称は、次のとおりとする。

講習を実施する者	主たる事務所の所在地	講習の名称
名称 社団法人高層住宅管理業協会	主たる事務所の所在地 東京都港区新橋二丁目二十番一号	講習の名称 附則第二条の規定に基づく講習

附則第三条に次の一項を加える。

2 第一項の規定による指定を受けた講習会を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに講習会の名

称は、次のとおりとする。

講習会を実施する者		講習会の名称
名称	主たる事務所の所在地	
会	番一号	講習会の名称
社団法人高層住宅管理業協	東京都港区新橋二丁目二十	講習会の名称
		管理業務主任者資格移行講習会

附 則

この省令は、公布の日から施行する。